

審査基準及び標準処理期間

所属名	介護・地域福祉課
内線番号	4571

No.	項目	内容
①	処分名	介護老人保健施設を管理する者の承認
②	法令名	介護保険法
③	法令番号	平成9年法律第123号
④	根拠条項	第95条
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>(介護老人保健施設の管理)</p> <p>第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第44号老人保健福祉局企画課長通知) ・介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱(平成17年京都府告示第389号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	2か月
⑫	問合せ	介護・地域福祉課 法人・事業者指導担当(075-414-4571)
⑬	備考	